

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県

2 構造改革特別区域の名称

ながさき有害鳥獣対策わな猟免許特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概況

長崎県は、平坦地に乏しく、山岳や丘陵が起伏しており、沿岸部は多くの半島や岬・湾・入り江から形成され、海岸線の延長は、約 4,195km に及び北海道に次ぎ全国第 2 位の長さを誇っている。また、五島列島、壱岐島、対馬島をはじめとした大小様々な離島が存在する。そのため、急傾斜地が多く、耕地条件に恵まれていない。しかし、県内各地では、地形・天候等の地域の特性を活かした多様な農林業の生産が展開されている。

本県の耕地率は 12.7%、耕地面積は 52,100ha で畑面積の比率が大きく、耕地利用率は 95.4% と低下している。傾斜度別の耕地（農振農用地）は、水田 1/20 以上 44%、畑 15 度以上 33% と急傾斜地の比率が全国に比較して著しく高く、小規模団地を形成している。このため、区画整理の整備率は、平成 14 年で水田 47%、畑 16% と遅れている。

その上、農業就業人口は、高齢化が進行し、65 歳以上が 47.7% となっており、本県の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした状況の中、野生鳥獣による農業被害は中山間地域や離島を中心に広がっており、県の農業産出額（948 億円 / 耕種部門のみ）に対する被害額の比率は 6.9%、耕地面積に占める被害面積の割合は 5.5% と高くなっている。また、1 戸あたりの耕作面積が 1.11ha と小規模であるため被害を受けた個々の農家の経営への影響は少なくない。

県内における狩猟免許所持者は、昭和43年（1968年）の約4,000名から一貫して減少しており、平成15年度末で2,046名、また、平成16年度の狩猟免許の新規取得者は、246名で内訳は、「網・わな猟」224名、「第1種銃猟」22名となっており、最近では「網・わな猟」免許所持者の比率が高くなっている。

このような状況に鑑み、県では、野生鳥獣による農林業への被害対策として、捕獲従事者の狩猟免許所持者の増加に努めている。具体的には、チラシ等による狩猟免許制度の普及・啓発や追加試験の開催による受験者増加対策を実施している。

特に、近年被害が激増しているイノシシ対策として、狩猟免許取得初心者に対する有害イノシシ捕獲技術講習会や銃猟技術の向上のための研修事業を（社）長崎県猟友会へ委託して実施し捕獲体制の整備を進めている。また、広域的に行動するイノシシの一斉捕獲を県境を接する北部九州3県において年に4回実施している。

(2) 狩猟免許所持者

（単位：人）

区分	H13	H14	H15
網・わな猟	737	758	906
第1種銃猟	1,241	1,212	1,105
第2種銃猟	56	41	35
合計	2,034	2,011	2,046

(3) 狩猟免許新規取得者

（単位：人）

区分	H13	H14	H15	H16
網・わな猟	121	95	160	224
第1種銃猟	33	40	40	22
第2種銃猟	0	0	2	0
合計	154	135	202	246

(4)有害鳥獣による農作物の被害状況

【長崎県】

(単位：万円)

区分	イノシシ	シカ	カラス	その他	合計
H 1 3	22,512	10,446	22,875	7,310	63,143
H 1 4	25,750	10,373	25,879	8,963	70,965
H 1 5	25,003	7,597	27,288	5,472	65,360

注) 四捨五入のため、合計欄が一致しない箇所がある。

5 構造改革特別区域の意義

長崎県の中山間地域においては、住民の高齢化・過疎化が進展する一方、依然として農林業の占めるウエイトは高く、基盤整備等の条件整備とともに、農地の流動化や新たな担い手の育成・確保などによる、効率的な農林業の実現が求められている。しかしながら、近年イノシシやシカ、カラスによる農林業への被害が増大し、農林業収益の減少、さらには営農意欲の減退などが懸念されており、住民の定住化、地域の活性化を進める上でも、有害鳥獣の捕獲は喫緊の課題となっている。

一方、捕獲技術者である狩猟免許所持者は、趣味の多様化や猟場の環境悪化等の狩猟を取り巻く社会状況の変化に伴い減少し、1960年代の最盛期の約3分の1となっており、捕獲圧の低下が顕著となっている。

そこで、新たな有害鳥獣被害防止対策の一環として、本特例を適用することにより、わな猟に限定した狩猟免許試験を実施することで、網や鳥類についての知識にかかる受験者の負担軽減が図られると同時に、わな猟に関する知識や技術の専門性が高められ、捕獲技術者である狩猟免許所持者の増加が促進される。このことにより、有害鳥獣による農林業の被害を抑制し、農林業収益の安定化、さらには地域の活性化を目指すものである。

6 構造改革特別区域の目標

わなに限定した狩猟免許を実施することにより、受験者の負担が軽減され、免許取得者の増加が期待される。これにより、有害鳥獣の捕獲が進み、有害鳥獣による農林業への被害を防止することで、農林業生産額の向上、農林家所得の増加が図られる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣被害防止対策の効果が上がれば被害額の減少により、農林業所得の増加が見込まれ、営農意欲の高まりや生産量・品質の向上が期待される。また、農林業経営の規模拡大意欲が喚起され、農地の流動化や新規参入担い手農林家の育成にも効果が見込まれる。さらに、高齢農業者が安心して農林業に従事できるようになり、その生産物が地域の直売所で販売されるなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果が及ぶ。

なお、昨年認定を受けた「長崎いきいき農業特区」及び「ながさき有害鳥獣被害防止特区」の推進並びに被害防除対策と併せて本特例を適用することにより、被害額を毎年10%減少させ、平成20年度の被害額を約38,000万円に抑制することを目標とする。

県内の平成15年度の被害額	約65,000万円
(目標)県内の平成20年度の被害額	約38,000万円

8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 狩猟免許試験の実施(県単独事業)

通常試験

- ・ 1次試験 H17年7月頃 県内6地区で実施
- ・ 2次試験 H17年8月頃 県内3地区で実施

追加試験

- ・ 1次及び2次試験 H18年1月頃 県内1地区で実施

(2) 捕獲技術向上事業(県単独事業)

有害イノシシ捕獲技術講習会

H18年2～3月頃 県内6地区で開催

銃猟技術向上研修

銃猟捕獲隊のリーダー育成のため、県猟友会へ委託し実施

(3)長崎県新有害鳥獣被害防止対策事業費補助金

防護施設・捕獲機器等の整備及びその設置に対する助成

自衛捕獲・被害防止体制強化

地区における被害防止、捕獲対策の検討会開催等への助成

イノシシ捕獲対策事業

イノシシ捕獲報奨金の助成

(4)ながさき有害鳥獣被害防止特区（平成16年6月認定、平成16年12月変更認定）

網・わな猟免許所持者の指導・監督のもと、農家等の狩猟免許非所持者も有害鳥獣捕獲に取り組み、捕獲体制の充実を図る。現在の計画区域は、平戸市、五島市、北松浦郡大島村、生月町及び南松浦郡新上五島町の全域である。

別紙

1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長崎県の全域において有害鳥獣捕獲及び狩猟を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

網・わな猟狩猟免許における試験の実施にあたり、受験者の申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受ける事ができる。

なお、狩猟免許試験実施事務は、市町村へは委託せず、全て本県で行っている。

(当該事業の実施にあたり必要となる作業)

網・わな猟免許にかかる申請書様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

網及びわなのそれぞれについて、試験問題を作成する。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

5 当該規制の特例措置の内容

現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっており、網及びわなの猟具に関する知識やそれぞれの猟具で捕獲できる鳥獣の知識が求められたが、本県においては、網による狩猟は行われておらず、特に近年社会問題化している有害イノシシ対策としては、わなによる捕獲が求められている。

今回の特例措置により、わな猟に関する専門性の向上とわな猟に限定した知識等について、受験者にとっての負担軽減となり、狩猟免許所持者の増加が期待できる。